

洪水時の避難確保計画

就労継続支援センター ワーク・キューブ

2023年 12月 作成

目 次

1. 計画の目的・報告	1
2. 計画の適用範囲	1
3. 防災体制	3
4. 情報収集及び伝達	4
5. 避難誘導	5
6. 避難の確保を図るための施設の整備	6
7. 防災教育及び訓練の実施	6
8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）	7

【添付資料】

- 施設利用者緊急連絡先一覧表
- 緊急連絡網
- 外部機関等への緊急連絡先一覧表
- 対応別避難誘導方法一覧表
- 防災体制一覧表
- 参考報告様式

1. 計画の目的・報告

- この計画は、水防法第15条の3 第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
- 計画を作成及び必要に応じて見直し、修正したときは、水防法第15条の3 第2項に基づき、当該計画を芦屋市長へ報告する。

2. この計画の適用範囲

- この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 20名	昼間 5名	休日 0名名	休日
夜間 0名名	夜間 0名名		0名名

【別紙1 施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難先は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。



施設所在地	芦屋市公光町3-4
避難場所	業平町8番24号

3. 防災体制

- この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員※
注 意 制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・芦屋川氾濫注意情報発表	・洪水予報等の情報収集	情報収集 伝達要員
警 戒 制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水警報発表 ・芦屋川氾濫警戒情報発表	・洪水予報等の情報収集	情報収集 伝達要員
		・外来診療中止の掲示	
		・入院(所)者家族への事前連絡	
		・周辺住民への事前協力依頼	
	・使用する資器材の準備	避難誘導要員	
	・「 高齢者等避難 」の発令(芦屋市が発令)	・要配慮者の避難誘導	
非 常 制	以下のいずれかに該当する場合 ・「 避難指示 」の発令(芦屋市が発令) ・芦屋川氾濫危険情報発表	・施設全体の避難誘導	避難誘導要員

自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

上記のほか、施設の管理権限者(又は自衛水防組織の統括管理者)の指揮命令に従うものとする。

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、気象庁HP あしや防災ネット
洪水予報 水位到達情報	神戸地方気象台HP あしや防災ネット 兵庫県河川監視システム http://hyogo.rivercam.info/ 気象庁洪水予報サイト http://www.jma.go.jp/jp/flood/ Yahoo!天気・災害 河川水位情報 https://typhoon.yahoo.co.jp/weather/river/?pref=28
避難情報 (避難指示等)	防災行政無線及び戸別受信機(緊急告知ラジオ) あしや防災ネット テレビ、ラジオ、緊急速報メール(エリアメール)

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

- 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

5. 避難誘導

避難誘導については次のとおり行う。

(1) 避難場所

- 避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険も伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保をはかるものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

- 避難場所までの避難経路については、別紙1「避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導方法

- 避難場所までの移動距離及び移動手段は、次のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	市民センター	450	徒歩
屋内安全確保	施設の2階		

6. 避難の確保を図るための施設の整備

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> ラジオ 1器 <input type="checkbox"/> タブレット端末 1台 <input type="checkbox"/> ファックス 1台 <input type="checkbox"/> 携帯電話 10台 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 1台 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー 10個 <input type="checkbox"/> 乾電池 10個
避難誘導	<input type="checkbox"/> 従業員名簿 <input type="checkbox"/> 利用者名簿 <input type="checkbox"/> 携帯電話 10台 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー 10個 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 1台 <input type="checkbox"/> 乾電池 10個
施設内の一時避難	<input type="checkbox"/> 水 3日分 <input type="checkbox"/> 食料 3日分
高齢者	
障害者	
乳幼児	<input type="checkbox"/> その他
その他	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ 100枚 <input type="checkbox"/> ゴミ袋 30枚 <input type="checkbox"/> タオル 30枚

浸水を防ぐための対策

7. 防災教育及び訓練の実施

- 毎年12月に全従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年12月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）

- 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象としてに関する訓練を実施する。
 - ③ 自営水防組織を組織または変更したときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を芦屋市へ報告する。